

資本金ローン連動型給付金交付要綱

(令和7年3月10日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の中小企業等が事業の成長や継続を図るための資本増強策として、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の挑戦支援資本強化特別貸付（資本金ローン）又は株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の資本金ローンを利用する場合、及び事業計画書等に基づき民間金融機関からの協調融資を受ける場合等に、予算の範囲内で給付金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 資本金ローン 公庫の挑戦支援資本強化特別貸付（資本金ローン）ただし農林漁業経営資本強化資金（資本金劣後ローン）を除く
商工中金の資本金ローン
- 二 協調融資 事業計画書等に基づいて民間金融機関が資本金ローンに協調して実行する融資
- 三 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- 四 給付事業者 第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた者
- 五 給付対象融資 次に掲げるもののうち、令和7年3月1日から令和8年3月31日までの間に融資が実行されたものとする
 - イ 資本金ローン
 - ロ 協調融資（事業計画書等に基づき、資本金ローンの実行後1年以内に実行された融資）

(給付金の交付対象者)

第3条 この給付金の交付を受けることができる者は次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者等とする。

- 一 市内に本店を有すること
個人事業者は市内に主たる事業所又は店舗を有すること
- 二 資本金ローンが実行された事業者
- 三 交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること
- 四 市税の滞納がないこと。ただし、滞納があっても「市税納付計画書」があ

り、計画通りに納付が確認できる場合は、納税要件を満たすものとする

(給付金の額等)

第4条 次の各号で算出された利子相当分を給付金額とし、各号の合計で200万円を上限とする。

一 資本性ローンの場合

劣後特約付金銭消費貸借契約証書又は借用証書にて定められた融資実行時の利率に基づく5年間の利子相当分

二 協調融資の場合

金銭消費貸借証書又は借用証書等にて定められた当初年利の融資期間内（最長5年間）の利子相当分

(交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、資本性ローン連動型給付金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、融資実行後速やかに市長へ提出するものとする。

一 給付対象融資の実行が確認できる書類

二 給付対象融資の支払見込み利息が確認できる書類

三 事業計画書

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告書が提出された場合は、書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、給付金の交付の決定及び給付金の額を確定するものとし、規則第6条規定による通知は、資本性ローン連動型給付金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定兼額の確定の通知があった日から10日を経過した日までに資本性ローン連動型給付金交付申請取下書（様式第3号）により行うものとする。

(給付金の交付)

第8条 給付事業者は、資本性ローン連動型給付金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けたときは給付金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、給付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき

二 その他市長が特に必要と認めるとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、給付事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、給付事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(市税の取扱い)

第12条 第3条第4号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(書類の整備等)

第13条 給付事業者は、当該給付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ給付金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月10日から実施する。